

岩手大学元職員の懲戒処分（相当）の公表について

令和2年10月22日

国立大学法人岩手大学

本学元職員における、国立大学法人岩手大学職員懲戒規則に基づく、懲戒処分（相当）について、下記のとおり公表します。

記

1. 被処分職員の所属等

元農学部・准教授（40歳代 男性）（令和2年10月21日 辞職）

2. 処分内容

懲戒処分 停職（3月）相当

3. 事案の概要

被処分者は、出張中に滞在していた東京都内において、盗撮行為を行ったことにより、東京都迷惑防止条例違反などの疑いで警視庁本所警察署に逮捕され、後日不起訴となった。

被処分者の行為は、国立大学法人岩手大学職員就業規則第45条第1項第3号などに該当することから、上記の処分相当としたものである。

4. 学長コメント

本学職員が、このような行為を行ったことは誠に遺憾であり、被害者及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。また、学生及び保護者をはじめとして本学に関係する皆様並びに本学をご支援いただいている地域の皆様の信頼を裏切ることとなり、重ねてお詫びを申し上げます。

本学では今回の事態を真摯に受け止め、職員倫理の一層の徹底を図り、再発の防止に努めていく所存です。